

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 4 月

コーポレート



2025 年株主総会の想定トピック 10 選

弁護士 [伊藤 広樹](#)
弁護士 [山田 康平](#)
弁護士 [関口 彰正](#)

第 1 はじめに

本年も 6 月の株主総会シーズンが迫ってきました。本稿では、昨年の株主総会における質問の傾向及び本年の株主総会で質問が想定されるトピックについて解説します。

第 2 2024 年株主総会の質問の傾向

2024 年 6 月の株主総会は新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後 2 度目の株主総会であり、2023 年 6 月の株主総会と比較して、出席者及び発言者数共に増加しました。そして、株主からの質問（事前質問を含みます。以下同様です。）のうち、特に多かったトピックは以下のとおりです¹。

No.	トピック	割合 ²
1	配当政策・株主還元	39.1%
2	株価動向	28.7%
3	財務状況	22.9%

¹ 商事法務研究会編『株主総会白書□2024 年版□—株主との建設的対話を深める総会運営—』旬刊商事法務 2344 号 142 頁以下。

² 質問があった会社の中で当該トピックについて質問を受けた会社の割合を指します。

4	資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応	19.7%
5	女性の活躍等の人材の多様性向上	18.3%
6	賃上げ、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇	13.1%
7	事業ポートフォリオの再編	10.8%
8	設備投資	10.6%
9	リスクリング、人的資本への投資	9.9%
10	クレーム・事件・事故	9.9%
11	親子上場以外の子会社・関連会社関係	9.8%

第3 2025年株主総会で想定されるトピック10選

前記第2で挙げたトピックについては、本年も引き続き株主から多く質問されることが想定されます。特に「株価動向」については、2025年1月にトランプ氏がアメリカ大統領に就任して以降、株価が乱高下している状況を踏まえると、より質問がなされる場面が増えるものと考えられます。

また、前記第2で挙げたトピックに含まれるものもありますが、最近の時事問題を踏まえ、本年の株主総会での質問が想定される重要トピックは以下のとおりです。

① 有価証券報告書の株主総会前開示について

金融庁は、本年3月28日、全上場会社に対して、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組みを進めるための第一歩として、本年から有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することを検討するよう要請しました³。

そのため、株主総会の時点で有価証券報告書の開示を行っていない場合にはその理由、また、今後の予定等について質問されることが想定されます。

② 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の取り組み状況

東証は、2023年3月、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」を公表しました。具体的には、プライム市場・スタンダード市場の全上場会社に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価したうえで、改善に向けた計画を策定・開示し、その後も年1回以上投資者との対話の中で取組みについての開示をアップデートしていくことが求められています。

³ [金融庁「株主総会前の適切な情報提供について」\(2025年3月28日\)](#)

これ以降、多くの会社で、PBR・ROEに関する質問や資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に係る開示内容等に関する質問がなされており、今年も引き続きこれらについて質問されることが想定されます。

③ トランプ大統領の政策（関税、反 ESG 等）による影響

米国のトランプ大統領は、自動車をはじめ、鉄鋼アルミ、半導体等様々な分野で関税措置を講じ、さらにはその内容を変更する等方針を二転三転させています。その他にも、パリ協定を離脱し、反 ESG 政策を掲げる等、企業にとって大きな影響を受けかねない政策を多く掲げていますので、これらの政策による事業への影響の有無について質問されることが想定されます。

④ カントリーリスクによる影響

昨年に引き続き、ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエルによるガザ侵攻は継続しており、また、台湾有事の懸念も指摘されています。特にこれらの国で事業展開している場合や、これらの国の会社がサプライチェーンに含まれる場合等には、カントリーリスクによる事業への影響の有無について質問されることが想定されます。

⑤ 原料・資材価格の高騰による影響

原料・資材価格が昨年に引き続き高騰しています。これによってどのような影響が生じているのか、製品価格に価格転嫁できているのか、下請事業者に対して不当な負担を課していないか等の質問されることが想定されます。特に下請法に関し、適正な価格転嫁を促すため、発注者が不利な取引価格を一方的に決める行為を禁止することなどを盛り込んだ改正案が本年 3 月に閣議決定されており、世間の注目も高まっているところです。

⑥ 不祥事の有無、不祥事の発生を防止するための対策

昨年以降も、自動車会社における認証検査不正やメーカーによる検査データの改ざん等といった品質不正をはじめ、製薬会社の製品による健康被害等、多くの企業不祥事が発覚しました。当然ながら、不祥事が発覚した場合における会社のレピュテーションへの影響は甚大であり、その結果が財務状態・経営状況にも影響し得ることから、株主も高い関心を有しています。そのため、不祥事の有無のみならず、その発生を防止するための対策方法や発生した場合の対処方法等についても質問されることが想定されます。

⑦ 生成 AI の活用法

2022 年末に ChatGPT が公開されたことを契機に、事業における生成 AI の利用も大幅に拡大してきました。現在も生成 AI の技術的進化は継続しており、政府は AI の開発及

び利用促進策を経済対策の一つとして、本年2月には「AI関連技術の研究開発・活用推進法案」（いわゆるAI新法）が閣議決定されました⁴。現在の生成AIの社内利用の取り組みならず、今後の計画も含め、事業における生成AIの活用法について質問されることが想定されます。

⑧ プライバシー保護に関する取組み

近時、個人情報をはじめとするデータの利活用方法の検討は会社にとって重要な検討事項であるところ、総務省・経済産業省から「DX時代における企業のプライバシーガバナンスモデルガイドブック ver1.3」⁵が公表された他、一定の規模の第三者提供規制等違反の事案において課徴金制度の導入が検討されるなど⁶、プライバシー保護が適切になされているかは重要な関心事となっています。そのため、会社におけるプライバシー保護に関する取組みの内容について質問されることが想定されます。

⑨ ランサムウェア対策

2021年以降、特にランサムウェア被害が急増しており⁷、ランサムウェアの被害を受けた企業の51%が業務停止に陥り、48%が顧客を失ったとの調査結果も公表されています⁸。このようにランサムウェア被害にあった場合の影響は甚大であり、ランサムウェアによる被害防止のための対策について質問されることが想定されます。

⑩ 同意なき買収を含むM&Aの方針

経済産業省が、2023年8月、「企業買収における行動指針」を公表して以降、我が国における企業再編はますます加速しています。直近では、ニデックによる牧野フライスに対する事前協議なき買収提案や、ヤゲオによる芝浦電子に対する同意なき買収提案とそのホワイトナイトとしてのミネベアミツミの動向などが注目されています。そのため、会社としての今後のM&Aに関する方針や、買収提案を受けた場合の対応方針等について質問されることが想定されます。

以上に限らず様々なトピックが考えられますので、各社のおかれた状況を踏まえた想定問答をご準備いただき、6月の株主総会に備えていただきたいと存じます。

⁴ [内閣法制局「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」](#)

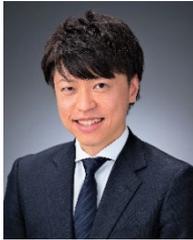
⁵ [総務省・経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスモデルガイドブック ver1.3」\(2023年4月25日改訂\)](#)

⁶ [個人情報保護委員会「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」\(2024年12月25日\)](#)

⁷ [警視庁「マルウェア『ランサムウェア』の脅威と対策\(脅威編\)」\(2025年3月27日\)](#)

⁸ <https://www.illumio.com/ja/news/cost-of-ransomware-study>

【執筆者】



伊藤 広樹（弁護士）

E-mail: hito@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2007年弁護士登録。
主に M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。株主総会対応、上場会社の資本政策に関する法的助言、内部統制システム・コーポレートガバナンスの構築・運用等に関する法的助言、商事紛争への対応等も専門とするが、近時は、株主提案・同意なき買収への対応等にも注力している。



山田 康平（弁護士）

E-mail: kyamada@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2014年弁護士登録。
2022年コーネル・ロースクール（LL.M.）修了。
M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。



関口 彰正（弁護士・弁理士）

E-mail: akimasa.sekiguchi@iwatagodo.com

慶應義塾大学卒業、2015年弁護士登録。
IT 法務・知的財産法に関する法的助言・紛争対応を中心に取り扱いっており、その他、M&A 取引、会社法をはじめとするコーポレート分野に関する法的助言にも携わっている。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。